

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)
地域名 (地域内農業集落名)	18 篠ノ井川柳地区(篠ノ井石川、ニツ柳、みこと川地区) ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月26日(金) (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区全体において高齢化や離農希望者が増えており、後継者・担い手の確保が困難である。
 ・不在地主の増加に伴い、耕作放棄地が拡大しており、特に山際の農地は荒廃と山林化が進んでいることから、将来的に農地としての活用が困難な状況にある。
 ・果樹園は、山手の傾斜地を中心に耕作者の異なる不整形かつ狭小な機械化困難な農地が多い。
 ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

川柳地区を地勢的に3区分する。
 ①水田地区は現状維持・・・中堰以南の荒廃化を増やさない。
 ②果樹複合地区はぶどうを中心に拡大し、高収益化を図る。・・・旧篠ノ井信州新町線～中堰区間
 ③住宅地から北の中山間地区(旧りんご畑)は、原野化(90%)進んでいるため山林化していくが、方田地区については、現状維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	110 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	110 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、新規農業法人・新規就農者の受入れと育成を図るとともに、入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す既存農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の有効活用や機械化による生産効率の向上を図るため、水田地区においては、基盤整備された農地を守るとともに、農道や水路等の補修工事を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内の若手農業者に対して、地域の農地利用を担う組織として法人化について検討する。山手の傾斜地については、小中高生を対象にした体験農場を開設し、社会教育の一環として農業に興味を持ってもらい、将来の担い手確保に繋げる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

長野市農業公社やJAが運営する農作業支援制度を活用し、農作業の労働力確保を行う。また、地域内の支援体制構築に向けた研究・検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

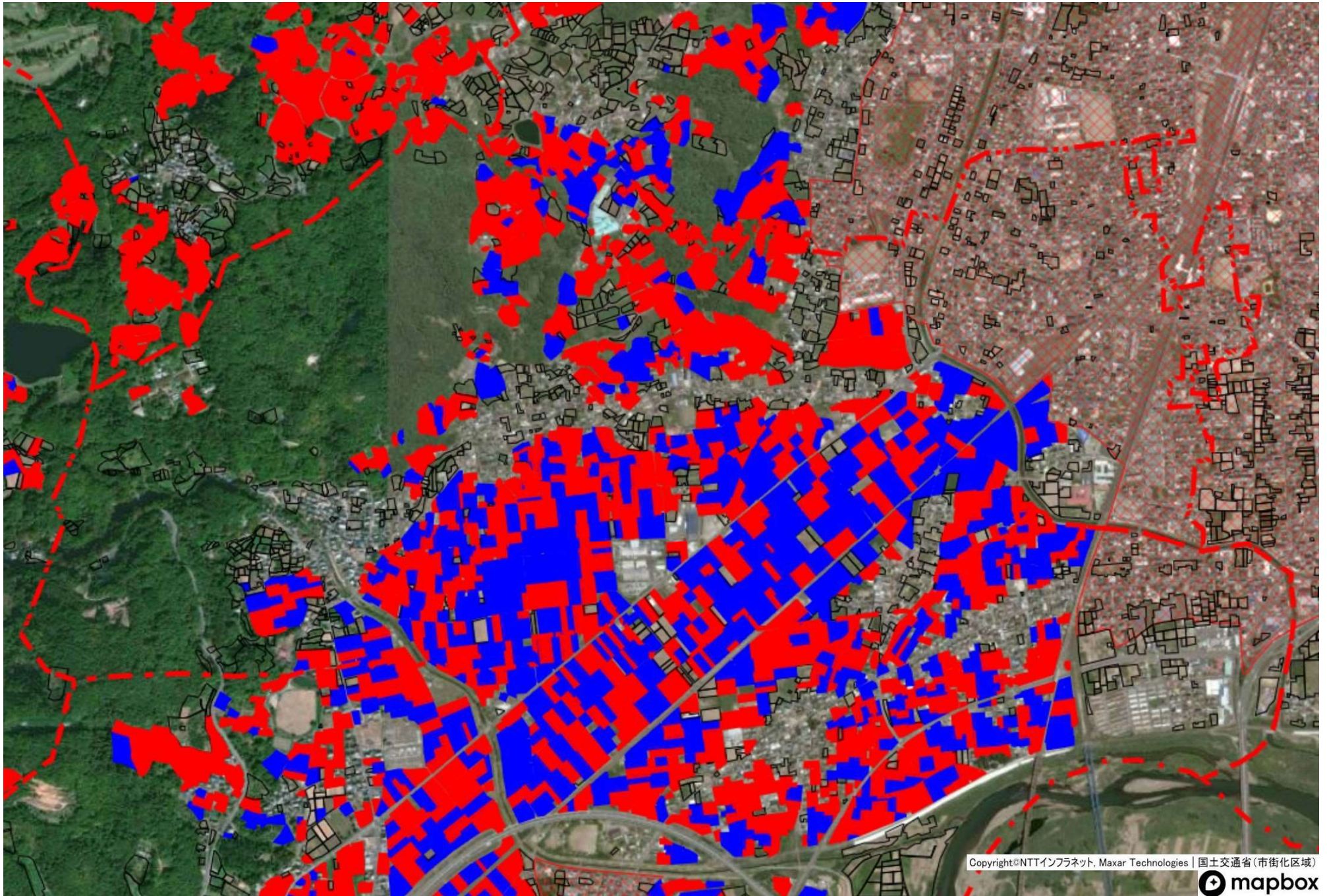
【選択した上記の取組方針】

○荒廃農地の拡大防止に関する取組方針…⑩

耕作者の高齢化や後継者不足、不在地主の増加に伴い遊休荒廃地が拡大傾向にあることから、農地周辺の草刈りなどの実施をするなど荒廃農地の拡大防止に関する取り組みについて検討する。

○労働力確保に関する取組方針…⑩

住宅地に隣接した地域の特性を生かし、そこに住む住民に働いていただけるような、受け皿・仕組みづくりについて検討する。



青：現耕作者が耕作 赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和6年8月）